

第 41 回国民文化祭及び第 26 回全国障害者芸術・文化祭
高知市実行委員会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、第 41 回国民文化祭及び第 26 回全国障害者芸術・文化祭高知市実行委員会（通称は「よさこい高知文化祭 2026 高知市実行委員会」とする。以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、第 41 回国民文化祭及び第 26 回全国障害者芸術・文化祭（以下「大会」という。）の開催にあたり、高知県実行委員会と連携し、高知市で開催する実行委員会主催事業等（以下「主催事業等」という。）の準備、運営、実施及び機運醸成に資する事業等を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 主催事業の開催に必要な企画及び運営等に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）で組織する。

- 2 会長は高知市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員及び監事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員等の職務)

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは不在のときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について隨時に監査することができる。

(委員等の任期)

第 6 条 委員等の任期は、第 16 条の規定に基づき、実行委員会が解散する日までとする。

2 前項の規定に関わらず、委員等に特別の事情が生じたときは、会長はその職を解くことができる。この場合において、後任者は前任者の残任期間を務めるものとする。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会の会議として、総会を置く。

(総会)

第9条 総会は会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長を務める。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関する事項

(2) 主催事業等の準備、運営及び実施に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(4) 予算及び決算に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、大会開催に係る重要な事項

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由のため総会に出席できないときは、代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した実行委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長が必要と認めるときは、事前に送付した議案について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があるときは、委員等以外の者に総会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会を招集するいとまがないとき又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

第4章 事務局

(事務局)

- 第 11 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高知市総務部文化振興課内に置く。
- 2 事務局長は、高知市総務部長をもって充てる。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会 計

(会 計)

- 第 12 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (会計年度)
- 第 13 条 実行委員会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (事業計画及び予算)
- 第 14 条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の承認を得なければならない。
- (事業報告及び決算)
- 第 15 条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算資料を、監事の監査意見を添えて提出し、総会の承認を得なければならない。

第6章 解 散

(解 散)

- 第 16 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。
- (残余財産)
- 第 17 条 前条の規定により実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、高知市に帰属するものとする。
- (解散後における事務の処理)
- 第 18 条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、高知市総務部文化振興課（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

第7章 補 則

(一部権利の委任)

- 第 19 条 会長は、代理人を置き、実行委員会が受ける負担金等の申請、請求及び報告にかかる権利の一切を代理人に委任する。
- 2 代理人は、事務局長をもって充てる。
- (その他の委任)
- 第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和7年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

別表（第4条第4項関係）

役職	機関団体名	役職名
会長	高知市	市長
委員	高知市議会	議長
委員	高知市	副市長
委員	高知商工会議所	会頭
委員	高知市社会福祉協議会	会長
委員	高知市旅館ホテル協同組合	理事長
委員	高知市公民館連絡協議会	会長
委員	高知市社会教育委員	委員長
委員	高知市町内会連合会	会長
委員	高知市老人クラブ連合会	会長
委員	高知市文化振興事業団	専務理事
委員	高知市文化協会	事務局長
委員	春野文化協会	会長
委員	鏡文化協会	会長
委員	土佐山文化推進協議会	会長
委員	高知市文化祭執行委員会	委員長
委員	高知市文化振興審議会	会長
委員	高知市手をつなぐ育成会	会長
委員	NPO法人高知市身体障害者連合会	会長
委員	高知市精神障害者家族会連合会	会長
委員	高知県文化生活部文化国際課	課長
委員	高知市教育委員会	教育長
監事	高知市	会計管理者